

1. 件 名：京都大学臨界実験装置（KUCA）の設置変更承認申請に関する
京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日 時：令和3年2月24日（水） 16時00分～16時30分
3. 場 所
 - （1）原子力規制庁 10階南会議室
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
戸ヶ崎安全規制調整官、三好安全審査官、荒川安全審査官
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所
教授 他2名
5. 議事要旨
 - （1）京都大学複合原子力科学研究所（以下「京都大学」という。）から、原子炉設置変更承認申請添付書類十の「運転時の異常な過渡変化」の解析のうち「実験物の異常等による反応度の付加」の評価における想定の誤りに関して、京都大学の原子炉安全委員会においてとりまとめた「発生原因と再発防止の取り組み状況」について、資料1に基づき説明があった。
 - （2）原子力規制庁は、上記（1）の説明に対し、以下の事実確認を行った。
 - ・再発防止の取り組みの以下の点について、具体的に説明すること。
 - ① 「発生原因と再発防止の取り組み状況」において「レビューが不十分」と記載されている項目について、改善された内容
 - ② 原子炉設置変更承認申請書や原子炉施設保安規定等の申請業務における役割及び、新たに設置した申請業務小委員会の役割が記載された文書。
 - ③ 今後作成される「品質マネジメント文書の変更申請に関する手順書（仮称）」の内容。
 - ・原子炉施設保安規定変更承認申請書において、軽水減速炉心における挿入管を炉心に反応度が加わらない場所に設置するとしている。京都大学の説明では、保安規程ではなく下部規定に記載するとのことであるが、下部規程において記載する内容について、具体的に説明すること。
 - （3）京都大学から（2）について、了解した旨の回答があった。
6. 配付資料
京都大学からの配付資料
 - 資料1 京都大学臨界実験装置（KUCA）設置変更承認申請、及び原子炉施設保安規定変更承認申請について